

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第五十四条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条） 一～六十二（略） 六十三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 第百三十七条第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪</p> | <p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条） 一～六十二（略） 六十三 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪</p> |